

○資源管理基本方針

(令和二年十月十五日)

(農林水産省告示第千九百八十二号)

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第三条第一項の規定に基づき、同法第一条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定の例により、資源管理基本方針を次のように定めたので、同条第四項の規定の例により公表する。

農林水産大臣 野上浩太郎

改正 令和 二年一二月 一日農林水産省告示第二三二三号

令和 二年一二月二八日農林水産省告示第二五二八号

令和 三年 二月二二日農林水産省告示第 二八二号

令和 三年 六月 三日農林水産省告示第 九四六号

令和 三年 八月 六日農林水産省告示第一三三一号

令和 三年 十月二五日農林水産省告示第一八〇五号

令和 三年一二月 九日農林水産省告示第二一〇三号
令和 三年十二月十四日農林水産省告示第二一三六号
令和 四年 三月 九日農林水産省告示第 五四六号
令和 四年 六月十六日農林水産省告示第一〇一九号
令和 四年 十月二七日農林水産省告示第一七二八号
令和 四年十二月十五日農林水産省告示第二〇〇九号
令和 五年 一月 六日農林水産省告示第 一〇号
令和 五年 三月 三日農林水産省告示第 三六四号
令和 五年 四月十一日農林水産省告示第 五二八号
令和 五年 五月十七日農林水産省告示第 五九三号
令和 五年 七月 五日農林水産省告示第 八三〇号
令和 五年十二月 六日農林水産省告示第一七八五号
令和 五年十二月二八日農林水産省告示第二〇一七号

令和 六年 三月 六日農林水産省告示第 四六〇号
令和 六年 三月二八日農林水産省告示第 六五九号
令和 六年 六月 四日農林水産省告示第一〇九九号
令和 六年 七月三十一日農林水産省告示第一四八六号
令和 六年十一月二一日農林水産省告示第二一四四号
令和 六年十二月二七日農林水産省告示第二三五四号
令和 七年 三月 七日農林水産省告示第 三六一号
令和 七年 四月十一日農林水産省告示第 六〇一号
令和 七年 五月二七日農林水産省告示第 八三三号
令和 七年 七月 二日農林水産省告示第一〇五四号
令和 七年十二月 二日農林水産省告示第一八三一号
令和 八年 三月十二日農林水産省告示第 三五八号
令和 八年 五月十四日農林水産省告示第 七〇三号

令和 八年 六月 八日農林水産省告示第 七五〇号

令和 八年 七月 六日農林水産省告示第 九〇四号

資源管理基本方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 資源管理の意義・背景

我が国の漁業は、国民に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業の発展や漁村の振興に寄与するという極めて重要な役割を担っている。しかし、我が国の漁業生産量は、長期的な減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定的に供給していくためには、この減少傾向に歯止めをかける必要がある。

漁業生産量の減少については、様々な要因が考えられるが、適切な資源管理を行い、水産資源を維持できていれば、その減少を防止・緩和できたと考えられるものが多い。

資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数及びトン数の制限と漁具、漁法、漁期等の制限

による漁獲能力の管理が主体であった。

しかし、近年の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加し、船舶の隻数、トン数等の制限による管理の手法が限界を迎えつつあり、むしろ、漁獲量そのものの制限に転換しなければ水産資源の持続的な利用の確保が十分になし得ない状況となった。

このような状況に対応するため、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が成立し、数量管理を基本とする資源管理制度が創設された。

今後は、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定に基づき、持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるため、資源管理を適切に行う必要がある。

このため、この資源管理基本方針において示した基本的な考え方や方向性に基づき、資源管理を推進する。

この資源管理の推進により、令和12年（2030年）度までに、漁業生産量（養殖及び藻類の生産量を除く。）を444万トンまで回復させることを目標とする。

2 資源管理に関する基本的な考え方

資源管理は、水産資源ごとに、最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価に基づき資源管理の目標を設定し、当該資源管理の目標の達成を目指し漁獲可能量による管理を行い、最大持続生産量を実現できる資源量の水準を維持し、又は回復させることを基本とする。

その際、水産資源は、同一の水産動植物の種類であっても、産卵場、分布域、回遊経路等が異なることから、当該水産動植物の特性及び当該水産動植物を利用する漁業の実態等を踏まえる必要がある。

また、資源管理をより効果的なものとするため、水産資源の再生産が阻害されることを防止するために必要な場合には、許可、免許に加え、漁業時期の制限又は漁具の種類の制限、体長制限その他の漁業の方法による管理を合わせて行うものとする。

(1) 資源調査及び資源評価

資源管理を適切に行うためには、その前提として、水産資源の種類ごとに、資源量の水準及びその動向を的確に推定することが不可欠である。すなわち、適切な根拠に基づいて漁獲可能量による管理を行うためには、十分な情報に基づく資源調査を行い、当該資源調査の結果に基づく最新の科

学的知見を踏まえた資源評価を実施した上で、資源管理の目標となる資源水準の値を明らかにし、資源管理の目標を定めることが必要である。

このため、資源調査及び資源評価の結果は、資源管理の基礎となるものであり、その科学的妥当性及び透明性を確保することが極めて重要である。

そこで、資源調査及び資源評価に当たっては、その独立性を確保する体制を整備するとともに、その科学的客観性、妥当性及び再現性を確認できるよう、外部有識者による検証を実施することとする。また、資源管理の方向性に関する理解を醸成するため、その基礎となる資源調査及び資源評価に関する情報を、漁業者をはじめとする国民全般に対して、理解しやすい形で積極的に公表することとする。

農林水産大臣が国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「水産機構」という。）に資源調査又は資源評価に関する業務を行わせる場合も同様であり、水産機構は、当該資源管理の方向性に基き業務を行わなければならない。また、水産機構は、当該業務を行うに当たり、関係する都道府県及び大学等の研究機関との連携を図ることとする。

(2) 資源管理の目標

資源評価が行われた水産資源については、資源管理の目標として、法第12条第1項第1号の目標管理基準値及び同項第2号の限界管理基準値又は同条第2項の資源水準を維持し、若しくは回復させるべき目標となる資源水準の値を定める。

資源管理の目標は、漁獲可能量を定めることにより実現を目指す資源水準の値を対外的に明らかにするものであり、透明性及び客観的な根拠をもって資源管理を行うために特に重要である。

このため、目標となる資源水準の値は、十分な情報に基づく客観的な根拠を有するものでなければならず、資源調査の結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価に基づいて定めることとする。

(3) 資源管理の手法

水産資源は、餌不足、被捕食、生態系の変化等の漁獲以外の原因による死亡（以下「自然死亡」という。）及び漁業者その他の人による漁獲によって減少する。自然死亡は、人為的には管理できないことから、設定された資源管理の目標の達成のためには、漁獲量の管理が重要となる。

近年の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加し、船舶の隻数、トン数等の制限による管理の手法が限界を迎えつつあることから、資源管理の目標を達成するための手法は、漁獲量そのものの制限である漁獲可能量による管理を基本原則とする。これにより、令和7年（2025年）度までに、我が国の海面漁業生産量（遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類及び海産ほ乳類を除く。）の80パーセントの資源について漁獲可能量による管理が開始されることを目指す。

(4) 漁獲可能量による管理

① 管理年度当初の漁獲可能量の設定

農林水産大臣は、漁獲可能量を、法第15条第2項各号に掲げる基準に従って、最新の資源評価及び農林水産大臣が定める資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。以下同じ。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）により導かれる生物学的許容漁獲量の範囲内で定めるものとする。なお、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値

は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とする。ただし、国際的な枠組みにおいて資源管理が行われている水産資源（以下「国際資源」という。）にあつては、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定された数量とする。

なお、ひげ鯨類（「別紙 2－33 いわしくじら」、「別紙 2－36 にたりくじら」、「別紙 2－37 みんくくじら」及び「別紙 2－47 ながすくじら」の特定水産資源をいう。）は、海洋法に関する国際連合条約（平成 8 年条約第 6 号）第 65 条により、その保存、管理等のために各国が国際機関を通じて活動することとされる資源であることから、本方針においては、国際資源に準じたものとして取り扱うこととし、国際捕鯨委員会において採択された手続に従って漁獲可能量の算出を行うことを基本とする。

② 管理年度途中の漁獲可能量の調整

当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも一定程度増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、資源水準の値が目標管理年度に目標管理基準

値を上回る確率が、漁獲シナリオに定められた値を下回らない範囲内で、当該管理年度の途中に当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。この場合、「科学的に妥当な条件」とは、以下を指すものとする。

ア 資源水準の値が目標管理基準値未満の水準にある場合、漁獲可能量の調整により、漁獲圧力が、漁獲シナリオに定められた漁獲圧力を超えないことが見込まれること。

イ 資源水準の値が、限界管理基準値以上の水準にあること。

ウ 当該管理年度における漁獲可能量の調整時期が、当該特定水産資源の主要な漁獲時期の前又は最中であること。

③ 漁獲可能量の配分及び漁獲量の管理

農林水産大臣は、当該特定水産資源の漁獲可能量を定め、当該漁獲可能量を都道府県及び大臣管理区分に配分するとともに、それぞれの大員管理区分において当該大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行う。

また、都道府県知事は、農林水産大臣が定めた当該特定水産資源の都道府県別漁獲可能量につ

いて、都道府県資源管理方針に即して、当該都道府県知事が設定した知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量を定め、それぞれの知事管理区分において当該知事管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行う。

これらの大臣管理区分及び知事管理区分においては、次のいずれかの方法により、漁獲量の管理を行うこととする。

ア 漁獲割当てによる管理

漁獲量の合計が管理区分ごとの数量の上限に達した時点で行政庁が採捕を停止させる方式では、先獲り競争による過剰な漁獲及び漁業時期の著しい短期化による経営の不安定化を招くおそれがある。

このため、資源管理の実効性を確保し、計画的な漁獲による漁業経営の改善等に資する漁獲割当てによる管理を漁獲量の管理の基本とする。漁獲割当ては、それぞれの管理区分において、特定水産資源を採捕する者に対して、船舶等ごとに、管理区分ごとの数量の範囲内で特定水産資源を採捕をすることができる数量を割り当てることにより行うものである。

イ 漁獲割当て以外による管理

漁獲量を迅速に把握するシステムが構築されていないなど、漁獲割当てを行う準備の整っていない管理区分においては、当該管理区分において特定水産資源を採捕する者による漁獲量の総量の管理を行う。

また、水産資源の特性及びその採捕の実態により漁獲量の総量の管理を行うことが適当でないと認められる場合には、当該水産資源を採捕するために行われる漁ろう作業の量を漁獲努力量に換算した上で、漁獲努力量の総量の管理を行う。

(5) 漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方

新たに特定水産資源に指定することが検討されている水産資源については、その漁業関係者の中には、漁獲可能量による資源管理に初めて取り組む者が相当程度存在し、速やかに的確な漁獲量等の報告・収集を行う体制が十分確立されていない場合や、管理年度内における漁獲量の推移等当該資源の漁業実態等が十分に把握されていない場合がある。

このような資源については、漁獲可能量による管理に係る全ての取組（漁獲量の報告、漁獲可能

量の配分、採捕の停止等の命令等）を同時に導入するのではなく、取組を段階的に導入・実施し、漁獲量等の報告体制の整備や、管理における課題の把握・解決等を図っていくことが、当該資源の特性やその漁業実態等に適合した漁獲可能量による管理を可能とし、その円滑な実施を実現するために適切かつ効果的である。

このため、上記のような資源について漁獲可能量による管理を行う場合は、当該管理の導入後一定の間は、具体的なスケジュールを示した上で、以下のとおり、管理の内容をステップ1からステップ3までへと段階的に順次実施する管理（以下「ステップアップ管理」という。）をすることができるものとする。なお、ステップアップ管理を行う特定水産資源（以下「ステップアップ管理対象資源」という。）は、別紙2において示すこととする。

① ステップ1

ステップ1は、漁業者による法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するた

めの取組を行う段階とする。なお、状況等によってはステップ 1 の段階は省略することができることとする。

ステップ 1 における取組の具体的な内容は以下のとおりとし、資源管理の目標や漁獲可能量を設定する一方、都道府県及び大臣管理区分に対する漁獲可能量の具体的な配分数量の設定や法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令（以下「採捕停止命令等」という。）は行わないものの、ステップ 1 の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うものとする。また、ステップ 1 の期間は 1 年間を想定し、その後、ステップ 2 に移行する。

ア 漁獲可能量による管理

法第 15 条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量については、具体的な配分数量は設定せず、同項第 1 号の漁獲可能量の内数として設定することとする。ただし、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。

イ 漁獲可能量による管理以外の手法

漁獲可能量による管理以外の管理手法による自主的な管理を引き続き実施するとともに、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証する。

ウ 資源調査及び資源評価

収集された漁獲量等のデータは資源評価の改善に活用することとする。

② ステップ 2

ステップ 2 は、ステップ 1 の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第15条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階とし、「試行水準」として設定することとする。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。

ステップ 2 において採捕停止命令等を行わないこととするものの、上記の目安となる数量を踏まえ、ステップ 2 の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うとともに、ステップ 3 以

降の取組に向けて採捕停止命令等の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

ステップ２の期間は２年間を想定し、この期間において、漁業者による法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題解決の取組について、十分に進展することを目指す。

③ ステップ２からステップ３への移行

ステップ１及びステップ２での取組について十分な進展があった場合に、ステップ３の取組を開始することとする。このため、ステップ３の開始に先立ち、農林水産大臣は、ステップ１及びステップ２における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、本則第８の１(1)に定める資源管理の方針

に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けるものとする。

④ ステップ 3

ステップ 3 は、資源管理に関する基本的な考え方及び③の検討会を経た上で最終的に定められた資源管理の目標、漁獲シナリオ、配分基準等に基づき管理を行う段階であり、ステップアップ管理対象資源でない特定水産資源と同様、都道府県及び大臣管理区分への具体的な数量の配分や採捕停止命令等を行うことができる段階とする。ただし、農林水産大臣は、本則第 9 の規定にかかわらず、ステップ 3 の開始後遅くとも 3 年後までに、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の状況その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更することとする。

当該資源管理基本方針の検討及び必要な変更をもって、ステップアップの考え方による管理は終了し、以降はステップアップ管理対象資源でない特定水産資源として管理を行う。

第2 資源管理の目標

1 資源水準の値の定め方等

(1) 目標管理基準値

法第12条第1項第1号の目標管理基準値は、最大持続生産量を実現するために維持し、又は回復させるべき目標となる値である。

(2) 限界管理基準値

法第12条第1項第2号の限界管理基準値は、これを下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値であり、次に掲げる算定方法に従って算定するものとする。

① 原則として、最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な資源水準の値とする。

② ただし、水産資源ごとに再生産関係（成熟した個体の数と当該個体から産まれた個体のうち漁獲開始年齢に達した個体の数の間の量的関係をいう。）が判明していないなど水産資源の特性又は資源評価の精度に照らして特別な事情が認められる場合には、資源水準の値を別に定めること

とする。

(3) 推定した資源水準を維持し、又は回復させるべき目標となる値

水産資源を構成する水産動植物の特性又は資源評価の精度に照らし、目標管理基準値及び限界管理基準値を定めることができないときは、当該水産資源の漁獲量又は漁獲努力量の動向その他の情報を踏まえて資源水準を推定した上で、その維持し、又は回復させるべき目標となる値を定めるものとする。

(4) 国際資源についての資源管理の目標の定め方

(1)から(3)までの規定にかかわらず、国際資源については、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定されている資源管理の目標を考慮して、資源管理の目標を定めるものとする。

(5) 都道府県知事による資源管理の目標の設定

都道府県知事は、資源管理基本方針に定める水産資源以外の水産資源について、都道府県資源管理方針において資源管理の目標を定め、資源管理措置を講じることができるものとする。

2 漁獲シナリオ

(1) 漁獲シナリオの定め方

① 基本原則

漁獲シナリオにおいては、資源管理の目標を定めた水産資源ごとに、目標達成年度、資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値（その他の目標となる値を定めた水産資源の場合にあっては、当該目標となる値。以下同じ。）を上回る確率及び資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率を定めるものとする。ただし、資源評価の結果、次のイ及びウの確率の算定を行うことが困難である場合には、当該イ及びウの確率の代わりに、目標達成年度における資源管理目標の達成に向けて適切と考えられる代替の指標を用いることができる。

ア 「目標達成年度」とは、当該水産資源の資源水準の値が次のイに定める確率で目標管理基準値を上回ると推定される管理年度であって、最初の管理年度（資源管理方針の変更が行われた水産資源の場合にあっては、当該変更後の最初の管理年度）から原則として10年を超えない期間で定めるもののことをいう。

イ 「資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パ

ーセント以上の値を定めることとする。

ウ 「資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

② 当面の目標となる資源水準の値を定める場合

水産資源を利用する漁業の実態その他の事情を勘案して合理的と認められる場合、目標管理基準値を上回るための当面の目標となる資源水準の値（以下「暫定目標管理基準値」という。）を定めることができる。この場合の漁獲シナリオにおいては、当該暫定目標管理基準値について、暫定目標の達成年度、資源水準の値が暫定目標の達成年度に暫定目標管理基準値を上回る確率及び資源水準の値が暫定目標の達成年度に限界管理基準値を下回らない確率を定めるものとする。

ア 「暫定目標の達成年度」とは、当該水産資源の資源水準の値が次のイに定める確率で暫定目標管理基準値を上回ると推定される管理年度であって、最初の管理年度（資源管理方針の変更が行われた水産資源の場合にあっては、当該変更後の最初の管理年度）から原則として10年を超えない期間で定めるもののことをいう。

イ 「資源水準の値が暫定目標の達成年度に暫定目標管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

ウ 「資源水準の値が暫定目標の達成年度に限界管理基準値を下回らない確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

(2) 国際資源についての漁獲シナリオの定め方

(1)の規定にかかわらず、国際資源については、当該国際資源を管理する国際的な枠組みにおいて決定されている保存管理措置を考慮して、漁獲シナリオを定めるものとする。

3 限界管理基準値を下回った場合に資源水準の値を目標管理基準値まで回復させるための計画の内容

農林水産大臣は、資源評価の結果、資源水準の値が限界管理基準値を下回る状態にあることが判明した水産資源については、当該資源水準の値が判明した管理年度の末日から2年以内に、当該資源水準の値を原則として10年以内に目標管理基準値まで回復させるための計画（以下「資源再建計画」という。）を定めるものとする。

資源再建計画に記載すべき事項その他の策定方法については、別紙1に定めるとおりとする。

第3 特定水産資源及びその管理年度

1 特定水産資源

- (1) 特定水産資源は、漁獲量が多い水産資源を中心に、その資源評価の進捗状況を踏まえて、順次検討を開始し、第8の1(1)に規定する資源管理の方針に関する検討会等における漁業者その他の関係者との意見交換を踏まえて、指定していくものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、国際資源のうち我が国を対象とした数量管理が導入されているものについては、国際約束の遵守を担保するため、原則として特定水産資源に指定することとする。
- (3) 特定水産資源のうち法第26条第2項の規定に基づき農林水産省令で特別管理特定水産資源を定めるに当たっては、資源管理の状況や流通状況等に関する漁業者その他の関係者との意見交換を踏まえることとする。

2 管理年度

管理年度は、漁獲可能量による管理を行う水産資源の保存及び管理の年度であり、原則として1年の期間で定める。管理年度の始期及び終期については、特定水産資源ごとに漁場形成の時期、産卵期

等が異なることから、特定水産資源の特性及びその採捕の実態に応じて定めることとする。

第4 特定水産資源ごとの大臣管理区分

大臣管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、農林水産大臣が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 漁業の種類
- (3) 漁獲可能期間

第5 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量

に留保枠を設けることができることとする。

3 都道府県への配分

- (1) 全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (2) (1)に該当しない都道府県については、現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして、配分数量を示さず目安となる数量を示して隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、配分数量を明示して管理を行う必要がある特定水産資源については、当該配分数量を明示する。

4 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの管理区分に配分した

数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体及び都道府県知事による要望並びに大臣管理区分ごと的大臣管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、農林水産大臣は大臣管理区分間、各都道府県間及び大臣管理区分と都道府県との間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第 6 大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とし、引き続き漁獲割当てによる管理を拡大する。

それ以外の大臣管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第 7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場

合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理等を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、現行の資源管理に係る取組を維持し、当該水産資源の採捕及び漁ろうの実績等に関する情報の収集を充実させつつ、当該資源管理に係る取組の検証を行い、必要に応じて取組内容の改良等を図るものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

我が国においては、法制度に基づく公的な規制に加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の漁業者自身による自主的な資源管理のための取組が行われてきている。このような自主的な取組

は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法となりやすく、また、資源を利用する当事者同士の合意に基づいていることから、相互監視が効果的に行われ、ルールが遵守されやすいという長所を有する。

こうした資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第8 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理の方針に関する検討の進め方

- (1) 透明性をもって資源管理を行うため、農林水産大臣は、資源の状況と併せて、資源管理の目標及び漁獲シナリオについて、その案を公表し、周知した上で、資源管理の方針に関する検討会を設置し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けるものとする。
ただし、国際資源については、国際的な枠組みの決定を考慮して、資源管理の目標及び漁獲シナリオを定めることから、国際的な枠組みでの検討に当たり、必要に応じて漁業者や加工流通業者等の意見を聴くものとする。
- (2) 資源管理の方針の検討に当たり、事前に資源管理手法に関して広く意見を聴いて議論を整理する必要がある場合には、水産政策審議会の下に部会を置くこととする。
- (3) その上で、農林水産大臣は、資源管理基本方針を定め、又は変更しようとするときは、法第11条第3項又は同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、水産政策審議会の意見を聴くものとする。
- (4) なお、資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

2 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量、操業日数等の漁獲状況に関する情報は、資源調査に利用されるとともに環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、漁獲量等の情報をチェックすることで資源管理措置の遵守状況のモニタリングなどが可能となる。
- (2) 漁獲量等の報告は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量の管理として行うもののほか、大臣許可漁業又は知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第52条第1項（法第58条において準用する場合を含む。））、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても実施が義務付けられている。資源管理を適切に行うためには、同一の水産資源を利用する様々な漁業の種類全体を対象とした、網羅的かつ効果的な措置の導入が必要であり、国及び関係する都道府県が協力して行うことが不可欠であることから、都道府県は、資源管理を適切に行う責務を有する（法第6条）とともに、都道府県知事は、農林水産大臣の求めに応じて資源調査に協力するものとされている（法第10条第3項）。このため、都道府県知事はこれらの報告により収集した情報を農林水産大臣に提供し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に

漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理の実効性を高めていくことが重要である。

- (3) また、農林水産大臣は、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的にこれらの報告を受けられることができるよう、また、漁獲量等の報告をする者の負担が軽減されるよう、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、我が国全体として適切な資源管理が実行されるように努めるものとする。

3 都道府県資源管理方針における追加的記載事項

- (1) 資源管理の取組をより効果的なものとするため、水産資源の分布状況、漁業の実態等に応じて、都道府県知事が、都道府県資源管理方針において、資源管理基本方針に定める水産資源の資源管理措置の内容を追加することができるものとする。
- (2) また、多種多様な水産資源について、資源管理の取組が行われるようにするため、都道府県知事は、都道府県資源管理方針において、資源管理基本方針に定める水産資源以外の水産資源を管理の対象として独自の措置を講じることが望ましい。

4 遊漁者に対する指導

国及び都道府県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第9 資源管理基本方針の変更

農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね5年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第10 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針等

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は別紙2に、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理方針は別紙3に、特定水産資源についての資源再建計画は別紙4に、それぞれ水産資源ごとに定めるものとする。

第11 添付書類の省略

法第21条の漁獲割当割合の移転及び法第22条の年次漁獲割当量の移転に係る申請の手続において申

請書に添付すべき書類は、当該書類と内容が同一である書類を他の申請の手続において既に提出しており、かつ、当該書類の内容に変更がないとき（同一管理年度中に変更がないときに限る。）は、漁業法施行規則（令和２年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第63条第２項の規定により、その添付を省略することができる。

第12 漁獲割当割合の削減

（1） 漁獲割当割合の削減の要件

別紙２に定める大臣管理区分について、法第29条の漁獲割当割合の削減（以下単に「削減」という。）の基準は、規則第18条第１項に基づき次のとおりとする。

- ① 連続した２管理年度以内に、２回以上、年次漁獲割当量を超えて採捕した場合
- ② 年次漁獲割当量設定者が、年次漁獲割当量を超えて採捕した場合において、当該採捕による漁業法第26条の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- ③ 年次漁獲割当量を著しく超過した場合
- ④ 法第27条の規定による命令に違反した場合

⑤ その他悪質性がある場合

(2) 削減の対象とする船舶

法第25条第2項に違反した漁獲割当割合設定者が使用する船舶（当該違反をした船舶が属する管理区分下の船舶に限る。）の漁獲割当割合について削減をすることとする。

(3) 削減の割合

削減の割合は、(1)の要件に該当した数に応じて算出する。

第13 その他

この資源管理基本方針に定めるもののほか、この資源管理基本方針の運用に関して必要な事項については、大臣管理区分にあつては水産庁長官において定めることとし、知事管理区分にあつては別に定めることとする。